



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 人事委員会告示

- 6 平成29年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施 1

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

平成29年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。
平成29年6月23日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成29年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性一般	2人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	平成30年4月以降
	女性一般	2人程度		
	男性武道(剣道)	1人程度	男性一般の職務に加え職員に対して武道指導を行う。	
警察官B	男性	25人程度	上記警察官A男性一般又は女性一般の職務内容と同じ。	
	女性	10人程度		

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	男性一般	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成30年3月末日までに卒業見込みの人	昭和60年4月2日以降に生まれた男性
	女性一般	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和60年4月2日以降に生まれた女性
	男性武道(剣道)(※1)	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位(※2)が3段以上の人で一般財団法人全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成30年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	昭和60年4月2日以降に生まれた男性
警察官B	男性	上記警察官A男性一般の受験資格に該当しない人	昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性

	女性	上記警察官A女性一般の受験資格に該当しない人	昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女性
--	----	------------------------	-------------------------------

(※1) 男性武道（剣道）の試験区分については、資格等の証明書の写しを受験申込みの際に提出し、第1次試験当日に原本を提示できる人に限る。

(※2) 剣道の段位については、一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。また、受験資格に定める資格等を平成30年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

注 資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成29年9月17日（日）午前9時	和歌山市 田辺市 (※)	平成29年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成29年10月中旬から下旬	和歌山市	平成29年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成29年11月中旬	和歌山市	平成29年11月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

(※) 男性武道（剣道）の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
教養試験 (※1) (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50問）
実技試験 (※2)	500点	剣道についての実技試験
資格加点 (※3)		別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者に加点する。
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

(※1) 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

(※2) 実技試験は、男性武道（剣道）の受験者のみ実施する。

男性武道（剣道）の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

(※3) 資格加点は、警察官A男性一般、警察官A女性一般、警察官B男性又は警察官B女性の受験者のうち、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。

また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も点数の高いもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学 (英語)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL (iBT) 101点以上 ・ TOEFL (PBT) 607点以上 ・ TOEFL (CBT) 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上900点未満 ・ TOEFL (iBT) 76点以上101点未満 ・ TOEFL (PBT) 540点以上607点未満 ・ TOEFL (CBT) 207点以上253点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定2級 ・ TOEIC 500点以上700点未満 ・ TOEFL (iBT) 52点以上76点未満 ・ TOEFL (PBT) 470点以上540点未満 ・ TOEFL (CBT) 150点以上207点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験C級 	30点
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ I Tストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ I Tサービスマネージャ試験 ・ システム監査技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ 情報セキュリティスペシャリスト試験 ・ システムアナリスト試験 ・ アプリケーションエンジニア試験 ・ ソフトウェア開発技術者試験 ・ テクニカルエンジニア (ネットワーク) 試験 ・ テクニカルエンジニア (データベース) 試験 ・ テクニカルエンジニア (システム管理) 試験 ・ テクニカルエンジニア (エンベデッドシステム) 試験 ・ テクニカルエンジニア (情報セキュリティ) 試験 ・ 情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・ 上級システムアドミニストレータ試験 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報技術者試験 ・ 情報セキュリティマネジメント試験 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ I Tパスポート試験 ・ 初級システムアドミニストレータ試験 	30点
財務	・ 日商簿記検定1級	50点
	・ 日商簿記検定2級	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容

面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走）
論文試験 （1時間30分） 【警察官A】	200点 （※）	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
作文試験 （1時間） 【警察官B】	200点 （※）	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
適性検査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

（※）論作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成28年度の論作文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

（第1次試験及び第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準）

検査項目	合格基準	
	警察官A・B男性	警察官A・B女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
体重	おおむね47kg以上	
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他 （胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無、聴力等）	職務遂行に支障がないこと。	

注 上記検査項目のうち、身長、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課へ請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成29年7月3日（月）午前10時から同年8月15日（火）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成29年7月3日（月）から受付を開始し、同年8月15日（火）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

大学卒業見込みで受験した人は、平成30年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

なお、採用時期は、平成30年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（平成29年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大学卒	短期大学2卒	高校卒
204,100円	185,900円	171,600円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1か月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。